

多摩産材認証協議会 規約

(名称)

第 1条

この会は、多摩産材認証協議会(以下「協議会」という。)という。協議会の主たる事務所を東京都西多摩郡日の出町大久野7852番地に置く。

(目的)

第 2条

協議会は関係者並びに関係団体が一致協力して、多摩地域の健全な森林の育成が自立して行われることに資するため、「東京の木多摩産材」の認証を通じて、認知度とブランド価値の向上及び利用拡大と安定供給に努めることを目的とする。

(事業)

第 3条

協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)東京の木多摩産材認証制度の運営
- (2)その他、目的を達成するための取り組み

(組織)

第 4条

協議会は、次の委員をもって構成する。

森林所有者
素材生産業者
原木市場
製材業者
利用事業者
学識経験者
消費者団体
林業関連団体
行政機関

(委員選任会)

第 5条

この会に委員選任会を置くものとし、委員の選任は、別紙「多摩産材認証協議会の委員選考基準」による。

- 2 委員選任会は、協議会の役員で構成する。
- 3 委員選任会は、次期委員を選考し、協議会に推薦する。

(委員の任期)

第 6条

委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員及び職務)

第 7条

協議会に、会長1名、副会長2名、監事2名を置き、委員の互選によって選出する。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会の職務を代理する。
- 4 監事は、協議会が取り組む各事業について、年1回監査を行う。

(総会)

第 8条

総会は、少なくとも年1回開催する。

- 2 会長が必要と認めた場合は、協議会を適宜開催する。

- 3 総会は、過半数(委任状を含む。)以上の出席で成立する。
- 4 総会の議長は、会長若しくは会長が指名する者が務める。
- 5 総会は、必要に応じてオブザーバーを協議会に参加させることができる。

(議決事項)

第9条

次の事項は、総会の議決又は承認をうけなければならない。

- (1) 認証制度の運営に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 規約及び要領の制定・改廃
- (5) 委員及び役員の承認
- (6) 協議会の解散
- (7) その他会長が必要と認めて事項

(議決)

第10条

総会の議事は、出席者の過半数の賛成により決定する。

(役員会)

第11条

役員会は、会長・副会長及び監事で構成し、会長が招集し、協議会で議決した事項の執行に関する事項、会長が必要と認めた事項について協議し決定する。但し、監事は議決に加わらない。議決した事項については、その後開催される協議会で会長より報告する。

(事務局)

第12条

協議会の事務を処理するため、事務局を一般社団法人東京都森林協会におく。事務処理を行うに当たり、事務規程を別途定める。

(事業年度)

第13条

協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(経費)

第14条

協議会の運営に関わる経費については、東京の木多摩産材認証制度の認定料、更新認定料及びシール販売手数料等を徴収し、これを充てるものとする。また、行政等からの補助金、負担金、寄付金等も、運営経費に充てることのできるものとする。なお、経費処理に当たり、会計規程を別途定める。

(その他)

第15条

この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関する必要な事項は、協議会において決定する。

附 則 この規約は、平成18年1月13日から施行する。

附 則 この規約は、平成20年12月8日から施行する。

附 則 この規約は、平成29年10月2日から施行する。

附 則 この規約は、令和2年3月13日から施行する。

附 則 この規約は、令和3年5月27日から施行する。

附 則 この規約は、令和4年3月15日から施行する。

附 則 この規約は、令和7年9月30日から施行する。